

〇〇町会（自治会）規約（会則）新旧対照表（作成のポイント）

新	旧																																	
<p>(役員の種別)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>1</td><td>会長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>2</td><td>副会長</td><td>2人</td></tr> <tr><td>3</td><td>会計</td><td>1人</td></tr> <tr><td>4</td><td>班長</td><td>10人以内</td></tr> <tr><td>5</td><td>監事</td><td>1人</td></tr> </table> <p>(総会の開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。</u></p>	1	会長	1人	2	副会長	2人	3	会計	1人	4	班長	10人以内	5	監事	1人	<p>(役員の種別)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>1</td><td>会長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>2</td><td>副会長</td><td>2人</td></tr> <tr><td>3</td><td>会計</td><td>1人</td></tr> <tr><td>4</td><td>班長</td><td>10人</td></tr> <tr><td>5</td><td>各種委員</td><td>各1人</td></tr> <tr><td>6</td><td>監事</td><td>1人</td></tr> </table> <p>(総会の開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。</p> <p>2 略</p>	1	会長	1人	2	副会長	2人	3	会計	1人	4	班長	10人	5	各種委員	各1人	6	監事	1人
1	会長	1人																																
2	副会長	2人																																
3	会計	1人																																
4	班長	10人以内																																
5	監事	1人																																
1	会長	1人																																
2	副会長	2人																																
3	会計	1人																																
4	班長	10人																																
5	各種委員	各1人																																
6	監事	1人																																
<p>①変更がある点には、語句の単位で下線を引く (「召集」⇒「招集」の場合、「しょう」だけでなく、「しょうしゅう」の語句全体に下線)</p> <p>②新と旧、左右の行を揃える (「監事」は班長のすぐ下にせず、旧と行の高さを揃える)</p>	<p>③削除する場合は、旧にのみ記載し、新の同じ行は空白にする</p> <p>③新旧変更がない部分については、「略」とすることができる</p> <p>④追加する場合は、新にのみ記載し、旧の同じ行は空白にする</p>																																	

新	旧
<p>(総会の定足数)</p> <p>第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第39条</u>に掲げる残余財産の処分</p> <p><u>(合併)</u></p> <p>第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ合併することはできない。</p> <p>第39条～第41条</p>	<p>(総会の定足数)</p> <p>第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第38条</u>に掲げる残余財産の処分</p> <p>第38条～第40条</p>

⑤条がずれることで文中の数字も変わる場合があることに注意する

⑥条がずれるのみで、内容に変更がない場合は、このように記載することができる

⑦変更の理由を必ず記載する

【新旧対照表について】
 新旧対照表について、Word、Excelの形式は問いません。
 新旧対照表を総会の議案書として活用いただくとスムーズです。

(変更の理由)

- ・ 班数の減少に伴い班長が減少する場合に備えるため。各種委員を役員ではない扱いに変更するため。
- ・ 地方自治法一部改正に伴う、総会に代わる書面又は電磁的方法による決議について規約に明確に規定するため。
- ・ 合併の規定を追加するため。また、追加に伴い、条の数字の変更が生じるため。